

体罰防止プラン

東大和市立第七小学校

1 教職員の自覚・認識

- ①体罰は、児童の人権および人間としての尊厳を損なう行為であり、児童と教職員との信頼関係を根底から崩すものである。
- ②体罰を否定し、体罰を見逃さないことは教職員の責務である。「体罰は愛の鞭」や「問題が表面化しなければ多少の体罰も許されるのでは」という誤った考え方に対して、体罰否定を強く貫く。
- ③児童は、体罰をする教員に対して不信感を抱く。また、体罰を制止する行動をとれない教員に対しても、体罰を容認する教員ととらえ、学校全体に対する不信感につながることを自覚する。
- ④長期的な視野に立って、児童の成長を願う心の余裕を持ち、児童の話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導し、自らカウンセリングマインドの育成に努める。
- ⑤考え方が多様化している児童に対して、旧態依然とした指導を改善し、日常的に児童の実態把握をするとともに、最近の児童の心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究する。

2 生活指導体制のあり方

- ①生活指導体制については、全教職員の共通理解の下で組織的に取り組み、児童・保護者の心に迫る生活指導を目指し、信頼関係の確立を図る。
- ②児童に対する指導については、一人一人の表情、行動、授業の様子、友だちとのやりとり、作品物や掲示物、服装や持ち物、登下校の様子を日々確認し、児童に話す機会を十分に与え、複数教員で指導にあたる。また、児童を多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮する。
- ③対症療法としての生活指導だけではなく、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりに努める。



体罰防止のために

3 学校体制のあり方

- ①保護者の心配に関しては、校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、担任、専科、事務職員等誰もが気軽に相談に応じ、迅速に情報を共有できる学校体制を築く。
- ②体罰の発生は学校体制および管理職の管理責任を問われる重大な問題であり、体罰を引き起こす土壌がないか、また「場合によっては、体罰も止むを得ない」という考え方を認める体質がないか常時点検する。
- ③教育活動全体を通して、一部の教職員、生活指導部や学年の教職員だけで指導する等の抱え込み指導の防止に努めるとともに、学校全体の組織的な連携をとる。決して秘密主義や閉鎖性があるのではなく、保護者の特段の申し出に配慮しつつも公明正大に指導を行う。
- ④児童が何でも気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努め、悩みや不安が潜在化、深刻化しないように留意するとともに、児童の人権・プライバシー保護について十分配慮する。
- ⑤教職員研修等を通して、体罰によらない生活指導の在り方の研究に努め、不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して、教職員相互に点検できる環境づくりを行う。
- ⑥全ての教職員の意見が反映できるように研修会や情報交換会等の内容や運営方法を工夫し、同時に日常的にも意見が反映できる職場の環境づくりに努める。

4 保護者・地域との連携

- ①心配な点はすみやかに学校に連絡いただくよう広報に努める。
- ②学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。
- ③一部体罰を容認する考え方がある場合には、これを否定し、学校として指導方針を説明し、継続的に啓発する。

